

あけまして
おめでとう
ございます



桶屋事務所だより



編集発行人
桶屋税理士事務所
税理士 桶屋泰三
〒930-0096
富山市舟橋北町7-15
TEL 076(441)2322・FAX 076(441)1999
<http://okeya.zei-mu.jp>

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 13日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	.

ワンポイント 限定正社員(ジョブ型正社員)

職務と勤務地は限定するものの雇用期間は無期とする正社員のこと。配置転換や転勤の心配がない反面、業績悪化により勤務地の事業所が閉鎖された場合、解雇されやすくなるといった弊害も指摘されているため、政府では平成26年度に措置するスケジュールで限定正社員の雇用ルールの整備を検討しています。

1月の税務と労務

- 国 税／給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日
- 国 税／源泉徴収票の交付、提出
1月31日
- 国 税／12月分源泉所得税の納付
1月10日
(納期の特例を受けている事業所の7～12月分は1月20日)
- 国 税／11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)
1月31日
- 国 税／5月決算法人の中間申告
1月31日
- 国 税／2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
(年3回の場合)
1月31日
- 地方税／固定資産税の償却資産に関する申告
1月31日
- 地方税／給与支払報告書の提出
1月31日
- 労 務／労働保険料の納付(第3期分)
1月31日
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)

1月固有業務のポイント 各種法定調書と 償却資産申告書の作成

毎年一月になると、源泉徴収票や各種支払調書の作成・交付・税務署への提出、給与支払報告書、償却資産申告書の各市町村への送付等、他の月にはない業務が多くあります。

正月休みで日数が少ないこともあって実務処理が混乱することも多いようです。

そこで、これら1月固有の業務のポイントについて整理してみます。

I 法定調書

法定調書には多くの種類があ



りますが、そのうち一般的なもののについてポイントを整理すると次のようになります。

これらは1月末までに所轄税務署長に提出する必要があります。

1 給与所得の源泉徴収票

【税務署提出を要する範囲】

下表のとおりです。

なお、「給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）」は、提出範囲にかかわらず、すべての受給者について作成の上、1月末日までにそれぞれの受給者に交付することになっています。

また、給与支払報告書と同時に作成できるように、四枚又は三枚複写となっています。

2 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

【税務署提出を要する範囲】

退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の提出範囲は、平成二十五年中に支払が確定した退職手当等の受給者が、法人（人格のない社団等を含みます。）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相

談役、顧問等）であった者です。

なお、「退職所得の源泉徴収票」は、提出範囲にかかわらず、退職後一ヵ月以内にすべての受給者に交付することになっています。

3 報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書

【税務署提出を要する範囲】

平成二十五年中に所得税法第二〇四条第一項等に規定する報酬・料金を支払った者は、同一人に対する支払金額の合計が一定額を超える場合に提出します。

4 不動産の使用料等の支払調書

(1) 提出義務者

平成二十五年中に不動産、不動産の上に存する権利、総トン数二〇トン以上の船舶・航空機の借受けの対価等を支払った法人や不動産業者である個人。

(2) 支払調書の提出範囲

同一人に対する平成二十五年中の支払金額の合計が一五万円を超えるもの。

なお、法人に支払われる不動産の使用料等については、地上

【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】

受給者の区分		提出範囲
年末調整をした者	(1) 法人（人格のない社団等を含みます）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等である者）及び現に役員をしていなくても平成25年中に役員であった者	平成25年中の給与等の支払金額が150万円を超えるもの
	(2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、海事代理士、建築士等（所得税法第204条第1項第2号に規定する者）	平成25年中の給与等の支払金額が250万円を超えるもの
	(3) 上記(1)及び(2)以外の者	平成25年中の給与等の支払金額が500万円を超えるもの
年末調整をしなかった者	(4) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した者	イ 平成25年中に退職した者、災害により被害を受けたため、平成25年中の給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予又は還付を受けた者 ロ 平成25年中に主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった者
	(5) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった者（月額表又は日額表の乙欄若しくは丙欄適用者等）	全部 平成25年中の給与等の支払金額が50万円を超えるもの

権、不動産等の賃借権、その他土地の上に存する権利の設定による対価がない場合には、提出は不要です（主に個人の不動産所得のチェックに使われるためです）。

II 給与支払報告書

給与支払事業者は、住民税の特別徴収の資料とするために、一月末日までに受給者の一月一

日現在居住する市町村長宛に「給与支払報告書」（源泉徴収票と複写で書けるもの二枚）と総括表を提出する必要があります。

III 償却資産申告書

1 申告すべき資産

平成二十六年一月一日現在において現存する事業用償却資産（他に貸し付けているものを含みます。）について申告します。

具体的には、下表に掲げるようなものです。

なお、土地及び家屋は、不動産登記簿や実地調査により市町村が

独自で課税台帳を作るので申告という制度はありません。

また、自動車税・軽自動車税の課税対象である自動車・軽自動車・小型自動車は、二重課税排除の見地から課税対象外となっています。

注意すべき点として「中小企業者等の少額

減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により三〇万円未満の減価償却資産を必要経費又は全額損金算入した場合は、申告対象となります。

2 申告の方法

(1) 前年度（平成二十五年）に申告した者……増減申告

平成二十五年一月二日から平成二十六年一月一日現在までの間に、増加・減少のあった資産について申告します。

(2) 今年度初めて申告する者……全資産申告

平成二十六年一月一日現在所有する全資産について申告します。

3 免税点

課税標準の合計額が一五〇万円未満の場合は、課税されません。

4 納期

納期は四月（五月）、七月、十二月及び翌年二月の四回です（市区町村によって異なる場合があります）。

5 その他

減価償却制度について、固定資産税における償却資産の評価方法は従前どおりで変更はありません。

平成26年度給与支払報告書(総括表) 1月31日までに提出してください。
追加 平成26年 月 日提出
訂正 長殿

1 給与支払期間	平成 年 月 分 から 月 分まで	9 提出区分	年間分	退職者分
2 給与支払者 郵便番号	〒 -	10 給与支払の 方法及び日		
3 (フリガナ) 給与支払者 所在地(住所)	ビル内 電話() - 番			
4 (フリガナ) 氏名(氏名)	-----			
5 代表者の 職氏名印	-----			
6 経理責任者 氏名	-----			
7 連絡者の 氏名及び氏 名並びに 電話番号	係 氏名 () - 番内線 番			
8 会計事務所 等の名称	() - 番			
	17 払込を希望 する金融機 関の名称及 び所在地 (名称) ----- (所在地) -----			
	18 金融機関 の口座番号			

(市区町村提出用)

「中小企業者等の少額

種類別資産例

資産の種類	主な償却資産の例示
1.構築物	広告塔、井戸、門、塀、庭園その他土地に定着する土木設備など
2.機械及び装置	電気機械、化学機械、建設機械、印刷機械、起重機その他物品の製造、加工修理などに使用する機械及び装置など
3.船舶	ボート、貨物船、客船など
4.航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5.車両及び運搬具	ホイールクレーン、フォークリフトなどの特殊自動車(自動車税及び軽自動車税の課税対象は除く)など
6.工具器具及び備品	机、椅子、ロッカー、金庫、ワープロ、計算機、レジスター、応接セット、テレビ、陳列ケース、測定工具、切削工具など

新年のご挨拶



明けましておめでとうございます。

消費税が平成9年以来17年ぶりに引き上げられ、この4月から8%になります。消費税の引上げは、高齢化に伴う年金・医療費の増大が理由であることから、法律で、消費税収の用途は少子化対応も含めた社会保障費と定められています。来年10月からは消費税が10%に引き上げられますが、高齢化の進展次第では、さらなる引上げも遠い話ではなくなります。

消費税の引上げにより、買い控えなどで景気が冷え込まないように、政府は、賃金を増やした企業に賃金増加額の10%を法人税から控除する「所得拡大促進税制」の適用要件を緩和する政策を打ち出しています。もっとも、賃上げをするには、まずは企業の業績向上です。景気回復が早期に中小企業にも波及するよう期待したいところです。

個人の投資を促進する少額投資非課税制度(NISA)が今月からスタートしましたが、投資初心者への関心が高く、すでに昨年10月から受付が行われている税務署への非課税口座開設申請が好調のようです。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

役員や使用人に 食事を支給したとき

役員や使用人に支給する食事は、次の二つの要件をどちらも満たしていれば、給与として課税されませんが、満たしていなければ、食事の価額から役員や使用人が負担した金額を差し引いた金額が給与として課税されます。

- (1) 役員や使用人が食事の価額の半分以上を負担していること。
- (2) 食事の価額から役員や使用人が負担した金額を差し引いた金額が1か月当たり3,500円(税抜き)以下であること。

また、現金で食事代の補助をする場合には、深夜勤務者に夜食の支給ができないために1食当たり300円(税抜き)以下の金額を支給する場合を除き、補助をする全額が給与として課税されます。

なお、残業又は宿日直を行うときに無料で支給する食事は、給与として課税しなくてもよいことになっています。

法人成り後、個人事業当時から 退職金を支給するとき

個人事業を引き継いで設立された法人が、個人事業当時から引き続き在職する使用人の退職に伴い退職金を支給することがあります。

このとき支給した退職金は通常、個人時代と法人成り後の両方の勤務に対応する分が含まれていると考えられます。そのため、原則として法人成り後の勤

務に対応する部分の金額のみが法人の損金の額に算入され、個人時代の勤務に対応する部分の金額は個人所得税の最終年分の必要経費になります。

ただし、その退職が法人設立後相当の期間が経過した後であるときは、その支給した退職金の金額が法人の損金の額に算入されます。